

函 市 国

令和8年（2026年）5月1日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

申請書の誤送付による個人情報の漏えいについて

(国保年金課)

電話 21-3145

申請書の誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概要

国民健康保険高額療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を誤って別人に送付していたことが判明した。

2 経過

令和8年4月24日（金）、国保年金課において、高額療養費の給付対象となった175名に申請書を発送したところ、同月28日（火）に市民Aから別人の申請書が封入されているとの電話連絡があり、確認したところ、誤送付が判明した。

3 誤送付した書類および書類に記載された個人情報の内容

函館市国民健康保険高額療養費支給申請書（1枚1名分）

氏名、生年月日、被保険者記号・番号、診療年月、課税区分、医療機関名、入院・外来別区分、高額療養費申請額

4 原因

給付対象者に申請書を送付するため自動紙折機で作業をしていた際、市民Aに送付する申請書が汚損したことから、担当職員が再度、申請書を出力した際、誤って市民Bのものを出力してしまい、その後、別の職員が申請書の内容を確認したが誤りに気付かず発送したことが原因である。

5 本市の対応および再発防止策

市民A宅を訪問し、謝罪のうえ誤送付した申請書を回収するとともに、市民Aへ申請書を再交付した。また、市民Bに経緯を説明のうえ、謝罪した。

なお、再発防止策として、申請書を発送する際、複数の職員による確認を改めて徹底する。